

1. 件名：日本原子力研究開発機構大洗研究所材料試験炉（JMTR）の性能維持施設（タンクヤード内機器）の一部改造に関する廃止措置計画変更認可申請についての行政相談
2. 日時：令和5年4月20日（木）16時00分～16時25分
3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）
4. 出席者
 - (1) 原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門
金子安全規制調整官、伊藤主任安全審査官、島村主任安全審査官、中澤安全審査官
 - (2) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所
材料試験炉部 廃止措置推進課 課長他3名
燃料材料開発部 部長他3名
原子力科学研究所
臨界ホット試験技術部 臨界技術第1課 副主幹他1名
安全・核セキュリティ統括本部
統括管理室 副主幹
安全管理部 施設保安管理課 主査 他1名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 配付資料
資料 性能維持施設（タンクヤード内機器）の一部改造に関する廃止措置計画変更認可申請について
参考資料1 材料試験炉（JMTR）排水系統及びタンクヤードの概要
参考資料2 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）原子炉施設保安規定（一部抜粋）
参考資料3 廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における設備の設置、改造等の工事に係る許認可の考え方について（令和元年12月25日原子力規制庁）

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁の中沢です。それでは本日の行政相談始めさせていただきますよろしくをお願いします。
0:00:10	まず初め 2、J A さんの方からいただいた資料について、ご説明をお願いしたいと思います。
0:00:19	すいません 1 点だけ説明にあたってお願いなんですけれども、
0:00:24	今回いただいた資料のうち、添付 4 と添付で、配送地形架空の変更項目、具体的にどこを変えます。
0:00:35	いう説明いただいているんですけども、今回の行政相談はあくまでも廃止措置計画の申請の要否についてということですので、
0:00:45	詳細の点については、示し申請が必要になりましたら改めて説明をお願いしたいと思っておりますので、今回は添付の 3 までのご説明でお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。
0:01:07	下。
0:01:08	研修機構、J M T R のイデと申します。本日はお忙しい中行政相談を受けていただきましてありがとうございます。J M T R にはですね液体廃棄設備の廃棄施設として、タンクヤードというものがあるんですけども、こちらは

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:25	使用施設等減少施設の二重規制の規制を受けてるものでございまして、 こちらにつきましてですね、性能維持施設等を、の一部改造をちょっと 考えておりますのでそれにつきまして
0:01:41	廃止措置計画の変更申請の要否について行政相談をさせていただきたい と思います。詳細につきましては担当から説明させていただきます。
0:01:55	はい。J M T Rのタニグチでございます。それでは事前に、そうさせて いただいております性能維持施設、タンクヤード内機器の一部改造に関 する廃止措置計画変更認可申請についてと、
0:02:07	こちらの資料に沿ってご説明をさせていただきます。
0:02:11	1ポツはじめにというところですがけれども、日本原子力研究開発機構大 洗研究所材料試験炉J M T Rではですね気体廃棄物の廃棄設備としてタ ンクヤードを設置してございます。
0:02:24	今般、J M T R以外の核燃料物質使用施設であります、東北大学ホット ラボ照射燃料試験施設であるG F
0:02:33	これらのうちですねA G Sからの廃液の受け入れを終了することを受け まして、現在核燃料物質の使用変更許可申請を計画してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:43	使用健康使用許可変更申請の内容につきましては、G F から A タンクヤード内までの配管及びバルブの取り外し並びに取り外しに伴う閉止措置に関するものでございます。
0:02:55	使用変更許可申請はですね、G F 及び J M T R の両施設間で行うこととなりますけれども、
0:03:02	J M T R が所掌する仕様変更許可申請に係る工事、こちらは、タンクヤード内の貯槽に接続する配管系のうち、第 2 排水系ヘッダ部に設けてあります。
0:03:13	バルブの取り外し及びバルブの取り外し後の減った分に対する閉止措置として取りつける閉止豚の製作及び取付工事となります。
0:03:24	タンクヤードは核燃料物質の使用施設に関する規制のほかにはですね原子炉施設に関する規制も受けている施設でございます、そのためですね、当該工事に係る廃止措置計画の変更申請について、
0:03:36	この度、行政相談をさせていただきたいというところでございます。
0:03:40	続きまして、2 ポツ、工事の概要についてです。
0:03:44	本工事に係る概略図をそれぞれ添付 1、添付 2、添付 3 に示してございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:50	本工事は他施設であるH-mの配管撤去に伴いまして、J M T Rタンクヤード内の貯槽に接続する配管系に開口部が発生することから、これらの配管を接続していたバルブを取り外した上で、
0:04:02	当該配管系に対して閉止措置を行うものでございます。
0:04:06	なおタンクヤード内の配管系につきましては設工認を取得しておりまして、令和元年度に工事を完了しておりまして、本工事を行うことで、当該配管系の構造が変更になります。
0:04:16	ここでページめくっていただきまして、右上に、
0:04:21	ちょっと横向きの資料になるんですけども添付3の資料をご覧ください。
0:04:30	こちら、添付3の資料でございますけれども、上半分が工事前ということで現状の設備の設置状況を示してございます。
0:04:41	こちらのうち、赤色で塗りつぶしてありますバルブ、こちらを取り外しまして、代わり二瓶渋田を取りつけるということで下半分の工事後という枠になってございますけれども、
0:04:53	工事完了後はこういった施設の設置状況に変更になるということでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:00	本文に戻りましてご説明を続けさせていただきます。
0:05:05	3 ポツ、工事対象の廃止措置計画における施設区分ということで、減った分の閉止措置として取りつける閉止豚は廃止措置計画の表 7 のうち、性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間の
0:05:21	9 分の 5 に示されております、タンクヤード貯槽の一部を構成する機器として、放射性気体廃棄物の貯留機能を確保するために必要な機器となることからですね。
0:05:31	現在供用中の性能維持施設の一部に位置付けられると考えております。
0:05:36	ページめくっていただきまして、
0:05:39	続きまして工事の区分に関してでございます。
0:05:43	本バルブの取り付け先でありますタンクヤードは、性能維持施設でありまして、第 4 段階、管理区域解除段階であります。2036 年度から 2039 年度まで共用を、
0:05:54	継続する液体廃棄物の廃棄設備でございます。
0:05:57	またタンクヤードが性能維持施設でありますので保安規定第 5 編第 10 条において、こちらでですね解体撤去工事への移行条件として定めて

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:06	いますけれどもそちらであります。供用が終了した設備には該当しないと考えてございます。
0:06:12	従いまして本工事で実施するバルブの取り外し及び閉止蓋の取りつけにつきましても、性能維持施設の保守管理としてですね、当該工事の当該箇所の失礼しました閉止機能をバルブによる閉止から閉止部隊による閉止に変更する改造でありまして、
0:06:28	これにつきましては保安規定第 5 編第 27 条で定めております、修理及び改造に基づき実施することで考えております。
0:06:37	続きまして 5 ポツ本工事の法律等への適合性検討というところでして、本工事は GM が所掌する配管の取り外しに伴って発生する配管開口部に対して閉止措置を行うものでして、
0:06:50	ヘッダー部の構成を当該バルブの取り付け状態から閉止蓋を取り付けた状態に一部改造を施しますので、
0:06:57	試験研究用のを基本に供する原子炉等の設置運転等に関する規則第 16 条の 8 廃措置計画に係る軽微な変更で定めるところの設備または機器の配置の変更。
0:07:08	及び保全上支障のない変更には該当しないものと考えております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:14	<p>続きまして相談事項というところですが、本工事はJ M T R以外の使用施設の一部撤去に対応するため実施するものであると考えてございます。</p>
0:07:24	<p>また本工事につきましては改造工事として実施すること、及び閉渋田タンクヤードの積圧力による耐圧性等を確保する必要があると。</p>
0:07:33	<p>ということでこのためですね、試験研究用等原子炉施設に関する審査業務の流れについての別紙5-1-1、</p>
0:07:41	<p>こちら、</p>
0:07:43	<p>から要求される具体的事項として、堀渋田に関する設計及び工事の方法について、設工認で使用される、必要とされる事項と同等の記載を廃止措置計画に定める必要があるため、</p>
0:07:56	<p>廃措置計画の変更申請が必要と理解でよいか、確認させていただきたく、本日行政相談させていただいた次第でございます。</p>
0:08:05	<p>なおですね類似の例といたしましてT R A C Yでは配管の切断閉止工事については措置計画の後、解体の対象となる施設及びその解体の方法にその概要を記載してございますけれども、</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:18	これは供用が終了した解体が確定した配管こちら工事対象としておりまして、一方 J M T R におけるコア工事対象は、性能維持施設であり、技術基準への適合が求められることからですね。
0:08:31	本工事が廃止措置計画の変更の認可の申請対象となれば、試験炉規則第 16 条の 7 に基づきまして、廃措置計画の 7、性能維持施設の位置構造及び設備、並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間に、
0:08:45	本工事に関する設計及び工事の計画についての追記を行う予定でございます。
0:08:52	続きましてページをめくっていただきまして、スケジュール案というところで
0:08:57	お示ししております。
0:08:59	本工事はですね原子炉施設及び主要施設の規制を受けるものでありますので、規制側との行政相談等におけるコメント等を反映した上で申請を行いたいというふうに考えております。
0:09:11	また申請時期につきましては、G F の廃液受け入れ停止に係る使用変更許可を受けた後、廃止措置計画の変更認可申請を行う予定でございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:22	なお廃措置計画の変更申請時期につきましては、今後の他施設のですね 審査状況等を踏まえて調整させていただければというふうに考えてござ います。
0:09:32	資料のご説明は以上になります。
0:09:36	はい。規制庁の中澤です。ご説明ありがとうございます。
0:09:40	それでは規制庁側からの確認に移りたいと思います。
0:09:51	わあでしょ。
0:10:00	ナカザワの方から、ちょっと確認をさせていただきたいんですけれど も。
0:10:04	今ご説明にもありましたけれども、今回工事をしている当時をしようと しているバルブ、
0:10:13	ていうのはす、廃止措置計画上どこの部分で、性能維持施設であること がわかるんでしょうか具体的に、今回の資料の中に、
0:10:27	見ていただいていたと思うんですがねのため確認させていただきくださ い。
0:10:46	J M T Rのタニグチでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:49	事前に送付させていただいておりました、材料試験炉、参考資料として お送りさせていただいておりました材料試験炉 J M T R 排水系統及びタ ンクヤードの概要というパワーポイント形式の、
0:11:04	資料をお送りさせていただいているかと思えますけれども、
0:11:07	こちらですね、右下で言いますところの 3 ページ、
0:11:15	こちらが先ほどちょっと本文の中でちょっとお話が出ましたけれども、 表 7-1、性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその 性能維持すべき期間と、
0:11:27	の 9 分の 5 というところでして、ここのタンクヤード廃液タンク、ここ の貯槽ですねこの中に
0:11:35	先ほどご説明させていただいたバルブが含まれるというように考えてご ざいます。
0:11:44	規制庁中沢です。表の中には具体的 2 配管とかバルブとか書かれてはい ないんですけれどもこのタンクヤード会議タンクの
0:11:55	附属施設という、
0:11:57	提案の形ですかね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:03	施設の附属施設のような形で含まれているという理解でよろしいでしょうか。
0:12:15	はい。ここのそのタンクヤード、廃液タンクのこの中に先ほどの配管ですとか、バルブですとか、そういった性能を維持するために必要な設備として含まれているというふうに認識してございます。
0:12:34	はい。規制庁中澤です。当方、
0:12:38	了解しました。ありがとうございます。
0:13:11	続いて規制庁中沢です。ちょっと個人の内容についてお伺いしたいんですけれども、
0:13:18	資料の添付の3のところ、ところですね、
0:13:27	今回バルブを取り外して閉止ぶたを取りつけるということなんですけれども、
0:13:38	原科研の処理場さんの方ですとバルブの外側、バルブを取り外さずに、明日鳥羽二瓶渋田を取りつけるっていうこともやっているというふうに聞いてまして、
0:13:49	今夏何かバルブを取り外さないといけない技術的な理由とか何かあるんでしょうかちょっと教えていただければと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:06	J M T Rのタニグチでございます。現状ですねこちらのバルブは今後使用する予定もございませんでしてまたそのバルブからの漏えいによるリスクですねそういったものを低減させるためにも今回、
0:14:19	取り外す方向で考えているところでございます。
0:14:32	規制庁戸澤です。お考えはわかりました。ありがとうございます。
0:15:20	続いてすみません。新資料の3ページ目のスケジュール案のところではちょっとお伺いしたいんですけども、
0:15:32	仕様のほ法では変更許可を受けた後、本規定、保安規定の方も変更。
0:15:39	変化を受けるっていうスケジュールになっていますけれども、
0:15:43	試験炉の方は、保安規定を変更しなくても大丈夫なんでしょうか。
0:15:52	はい、J M T Rのタニグチでございます。
0:15:55	使用施設でありますA G Sからのですねその廃液の受け入れに関しましては市炉の側の保安規定にはそういったことはうたっておりませんので、
0:16:05	炉側の保安規定についての変更申請というのは不要であるというふうに考えてございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:25	規制庁中沢です。了解しました資料の方にはH f、資料の方には受入に関する規定が書いてあって、試験の方には特に書いてない。
0:16:41	電話変更は不要ということで、所、今回、承知いたしました。
0:16:58	言っているだけ。
0:17:43	規制庁中澤です。同じスケジュール案のところちょっとお伺いしたいんですけれども、一番下の列。
0:17:54	一番作業の工事のところ、使用前確認申請っていうふうにあるんですけれども、これは使用の変更許可に関する
0:18:06	使用前確認ということでよろしいでしょうか。
0:18:11	J M T R タニグチです。はい。その通りでございます。
0:18:15	試験、試験炉の方では、使用確認前確認は特に受ける予定はないということよろしいですかね。
0:18:24	はい。その通りでございます。はい。ありがとうございます。吉井。
0:19:01	規制庁中沢です。規制庁側から他に何か確認しておきたい点等ございますでしょうか。
0:19:14	あ、すみません、嶋村ですけど1点いいですか。
0:19:20	はい。お願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:23	はい。すいません規制庁嶋村ですけれども。
0:19:28	ちょっと使用施設についてあまり詳しくないものでちょっと教えていた だきたいんですけれども。
0:19:37	今回、
0:19:39	G F と、それから、J M T R J M T R は原子炉施設でもあるんですけれ ども、
0:19:48	この
0:19:50	主要施設のG F とそれから主要施設のJ M T R こちらはI C 措置中では なくて、現在も何ていうか供用中。
0:20:03	ということでよろしいのでしょうか。
0:20:11	はい、J M T R タニグチです。
0:20:13	はい。し、
0:20:14	J M T R 前J C O 施設としては供用中という扱いになってございます。
0:20:24	はい、わかりましたじゃあれし、廃止措置をしているのはJ M T R の原 子炉施設という。
0:20:32	ことで理解しましたありがとうございます。
0:20:50	規制庁側から他に何かございますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:55	伊藤さん何かございますか。
0:20:58	はい規制庁伊藤です。
0:21:01	ちょっと記載の意図の確認だけなんですけれども、
0:21:05	相談資料を、
0:21:07	の、2 ページ目ですかね。
0:21:11	6 月相談事項とある中で
0:21:15	二つ目のパラグラフでなお書きに記載をされていてで、
0:21:21	下線が引いてある後ろの方なんですけれども、J M T Rにおける工事対象は性能維持施設であり、
0:21:28	技術基準への適合が求められることからというふうに変えられてはいるんですけれども、
0:21:34	江藤、一応私の理解では
0:21:38	もう、
0:21:39	法律上求められているのは、技術上の基準に適合するように維持しなければならない。
0:21:46	なので、そういう意図で書かれているのかどうかというところを岡部 させていただきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:55	はい。J M T R タニグチでございます。はい。ご指摘の通りでしてタンクや貯層の貯留機能ですねこちらの方を維持、
0:22:05	する必要があるというところで技術基準への適合が求められるとそういった意図で記載をさせていただいております。
0:22:12	規制庁の伊藤です。
0:22:15	技術基準への適合っていう言い方をすると設工認が必要なように読めてしまうので、そういうことではなくて、
0:22:24	排出計画の変更の中で、
0:22:28	技術基準、
0:22:30	に適合した状態が維持されるということを
0:22:34	法令要求の通り説明をするという意味合いでよろしいんですかね。
0:22:42	その通りでございます。
0:22:45	規制庁伊藤ですあるわかりましたありがとうございます。
0:22:52	私からは以上です。
0:23:20	規制庁側から他に特に都営確認したいを期待しておきたい点ありますでしょうか。
0:23:29	特になければ、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:34	それにて、今回は、
0:23:37	今回の羊水相談は終わりにしたいと思いますけれども、
0:23:49	それでは、以上です。後ですけれども規制庁において相談の内容あった内容を精査をして、改めて回答さするということですかね。
0:23:59	はいその通りです。
0:24:00	今回、いただいた相談内容については、規制庁内でそエーター対応、
0:24:08	検討の上、
0:24:09	また改めて、回答させていただければと思います。
0:24:27	J Aさんから特に確認しておきたい点等ございますでしょうか。
0:24:35	研修機構イデです。J M T Rの方は特にございません。
0:24:45	山岳部さん等、特に確認しておきたい点等々ないでしょうか。
0:24:54	すいませんこちらお疲れする。私の方からは、は特にございません。
0:25:02	東京事務所からも特にございません。
0:25:07	はい。ありがとうございます。それでは、本日の行政相談はこれにて終了したいと思います。
0:25:16	該当の方は、また、やってみて調整させていただければと思います。それでは本日はありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:25	どうもありがとうございました。
0:25:27	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。